

令和7年度 富山高等学校いじめ防止基本方針

富山県立富山高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、「どの子供にも、どの学校においても起こりうる」ものであること、また、いじめは、被害を受けた生徒のみならず、加害者や助長者、傍観者にとっても将来に亘って心に傷となって影響し、関係生徒全員の健全な成長及び人格の形成を著しく損なうものであることも肝に銘じておかなければならない。生徒の尊厳を保持するため、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識して、学校、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・県東部を中心に広い地域から生徒が通学している。
- ・部活動加入率が高く、文武両道を実践している。
- ・ほぼ全員が大学進学を希望しており、保護者からの期待も大きい。

2 課題

- ・学習面や人間関係の両面で、悩みを持つ生徒が見られる。
- ・精神的な理由から、心身のバランスを崩す生徒が見られる。

このような現状と課題を踏まえつつ、生徒が安心して学校生活を送り、充実して教育活動に取り組めるよう、体制を整える必要がある。いじめの未然防止、早期発見を図り、迅速かつ適切に対応できるよう、以下のように取り組む。

III いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめ問題に取り組む組織として「いじめ防止等対策委員会」を設ける。

○構成員

- ・校長、教頭、生徒指導部長、特活部長、保健厚生部長、各学年主任、生徒指導部員
※必要に応じ、養護教諭、当該担任、部活動指導者、スクールカウンセラー等を追加

○役割

- ①いじめの未然防止への啓発（いじめが起きにくい環境づくり）
- ②教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発
- ③発見されたいじめ及びいじめの疑い事案への対応（生徒や保護者に対する情報発信）
- ④被害生徒を中心とした心のケア等への取り組み
- ⑤いじめ問題への取り組みに対する検証

※重大な事案については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという認識で、すべての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

○具体的な対応策

- ①いじめは人権問題であることを折にふれて指導するとともに、規範意識や愛校心を高め、温かい人間関係づくりや思いやりをもって気を配り合える学級づくりに努める。
- ②わかる授業や生徒間での学び合い活動などを取り入れる授業で、生徒に自己肯定感や自己有用感を持たせるよう努め、学級での居場所づくりにも心を配る。
- ③教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ④ネットいじめ防止のため、インターネットやスマートフォンの適切な利用方法を含む情報モラル教育を進めるとともに、専門家による講習会を計画的に取り入れる。
- ⑤教育活動全体を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取り組みを推進する

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から適確に関わりを持ち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

○具体的な対応策

- ①S T時や清掃時に、生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対して声かけや面談を行う。
- ②面接で生徒の様子を把握するとともに、学級日誌・生徒との雑談・授業中の様子を通して情報を収集し、教職員間での共有・迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ③休み時間・放課後に教室を巡回し、いじめ被害の心配がある生徒・孤立ぎみの生徒の周囲には十分配慮する。
- ④アンケート等で被害調査を定期的に行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合、いじめを受けた生徒の迅速な安全確保、関係生徒に対する事実確認並びに適切な指導等、組織的な対応で早期解消に取り組む。また、事案によっては、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

○具体的な対応策

- ①加害生徒に対しては毅然とした対応を、被害生徒には心のケアに努める。
- ②正確な事実確認、状況把握を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③教職員間で緊密な情報交換や共通理解を図り、チームによる対応を行う。
- ④被害生徒、加害生徒の保護者へ学校が把握した事実および対応策等を知らせる。
- ⑤校長の判断により、教育委員会を始め、関係機関への連絡を迅速かつ密に行う。ネットいじめについては、拡散の防止に努め、必要に応じ警察署等にも連絡する。

5 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめ再発や、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することを防ぐ。

○具体的な対応策

- ①全教職員で問題を共有し、お互いを思いやり、尊重し生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ②いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援・指導を行う。

6 家庭との連携

保護者会やPTAの会合を機として、いじめ防止についての啓発活動を行う。また、いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。

○具体的な対応策

- ①保護者会や学年・学級便り等を通じて、普段から家庭との緊密な連絡を取るよう努める。
- ②保護者に向けて、スマートフォン等を用いたいじめ例を紹介するとともに、それらの安全な使用法やルール作りについて理解を深めるために研修会などの機会を設ける。